

1. 経済社会の動向

ウクライナ侵略や中東情勢など、国際社会は緊迫の度合いを高めている。日本経済は、賃上げ、物価高、円安及び人手不足がみられる中で、海外景気の復調による輸出増及び雇用や設備投資の拡大等が期待されている。

国内では、物価や資材価格の上昇及び大工不足の影響等により、令和6年の新設住宅着工は80万戸を下回るなど木材需要を取り巻く厳しい環境の中で、追い風が吹いている国産材利用拡大及び非住宅建築物等の木造化や木質化などの動きを持続させる活動が最も緊急かつ重要となっている。

そこで、非住宅、中高層建築及び外構などの分野への木材需要拡大対策、花粉症対策のためのスギ材の需要拡大対策、JAS製材のサプライチェーンの構築を含む国の令和6年度補正予算及び令和7年度予算・税制等を効果的に機能させることを含めて、木材需要拡大の加速化が必要である。

また、「森林・林業基本計画」では、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済を実現するため、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を目指すこととしており、脱炭素社会を構築する上で、エネルギー利用も含めた木材利用に対する期待は大きなものがある。

したがって、森林環境譲与税の活用による効果的かつ効率的な森林施業の実現に向けた施策の展開と併せ、国産材の安定供給体制の確立及び木材需要拡大の施策の推進により、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用への取組を推進することが必要である。

2. 木材利用・木材産業の動向と課題

- (1) 国内外の社会・経済の不安定な情勢等の影響が懸念される中、林野庁補助事業等を最大限に活用し、非住宅や都市での木材需要の拡大及び木材需要構造の変化に柔軟に対応できる産業構造の確立等に取り組む必要がある。

都市での木材需要拡大には、木材利用が環境に貢献することや地域経済活性化の重要なファクターであることなどへの理解を広めるため、具体的なデータの収集・分析を行うとともに、耐火性能の向上等技術的課題を克服し、「木材を優先する（ウッドファースト）街づくり」の流れを更に前進させる必要がある。

- (2) 令和6年の新設住宅着工は、持家、貸家及び分譲住宅が減少したため、全体で前年から3.4%減となる792千戸、うち木造住宅は前年から0.5%減となる452千戸となった。木造率は57%と前年を2ポイント上回り、平成21年以降50%台が続く実績となった。脱炭素化やSDGsなどの観点から木材利用に追い風が吹いている中で、住宅建築に関しては、非木造よりも木造の減少幅が小さくなった。

このように、住宅建築においては、地域材の活用に対する助成措置の定着などもあり、「木造」への関心が一定の広まりをみせてはいるものの、今後、地域材を活用した住宅建築のシェアを拡大するためには、地域における川上から川下までをつなぎ、需要に応じて低コストで安定供給できるサプライチェーンを確立することが課題となっている。

- (3) 公共建築物等における木材利用に関し、「都市（まち）の木造化推進法」に基づく市町村方針は全体の95%の市町村で策定が行われており（令和6年8月末現在）、民間の公共施設や商業施設等を含め木造・内外装木質化への指向は高まってきている。また、木製耐火資材など

工法・部材の開発が次々に進められており、林野庁の非住宅向け助成事業の効果等もあり、各地での街づくりや商工業施設等への木材利用が拡大していくことが期待される。このため、J A S 構造材等求められる性能をしっかりと発揮できる国産材の供給体制を整備していく必要がある。

(4) 木材を使う街づくりへの取組、すなわち高齢者介護施設、学校及び図書館などに加え、中高層建築や商工業施設を広く木造化・木質化し、外構材や公園・道路・歩道等街角のあらゆる空間において木材利用を推進するとともに、それらに対応した木材利用技術の開発、木材利用の提案及び普及啓発等も更に推進していく必要がある。

(5) 気候変動など地球規模での環境問題については、2015年末にパリで合意された2020年以降の温暖化対策の中でも森林整備が引き続き位置づけられている。

また、伐採後の木材製品の利用が炭素を貯蔵する能力は、気候変動緩和に貢献することが認められており、このことへの国民の理解を深め、木材を積極的に活用していく社会を一層幅広くアピールすることが重要となっている。

なお、国連の「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、環境への貢献の目標としてだけでなく、今後の社会・企業活動の規範として定着しつつあり、持続可能な循環型資源としての木材及び地域型資源としての国産材の価値の再評価につながってきている。

また、改正された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)」については、令和7年4月からの施行に際し、木材業界を挙げてその遵守に取り組んでいく必要がある。

そのため、川上の木材関連事業者として合法性が確認された木材以外は使わないこととし、木材関連事業者となっている建築関係者等の

川下の関係者との連携を強化するとともに、主伐時代を迎えた国産材について伐採時点から合法性の連鎖を確立することで信頼性を確保し、利用者や消費者に対して合法伐採木材の利用拡大を図る運動を一層進めていく必要がある。

さらに本会は、令和4年6月に林業・木材産業の中央7団体で行った「時代の要請に応える国産材の安定供給体制の構築に向けて～共同行動宣言2022～」に賛同し、再造林が放棄される等の深刻な事態への対応に向けて、持続可能性の確保された木材以外は使わないという方向へシフトすることとし、それを支えるために持続性の確保された国産材原木・製品の安定的な供給体制の整備に取り組む必要がある。

(6) 国内の木材産業は、大型化及び機械設備の高度化が進展してきているが、一方では後継者不足等による事業撤退の動きが進行しており、地域における木材の利用・加工の担い手の弱体化が懸念されている。国内木材産業の再興のためには、木材産業が地方創生に果たす役割をアピールするとともに、加工・流通の一層の効率化を図り、事業活動の維持発展のために製材品の需要拡大に取り組むことが必要である。そのため、地域の建築需要等に応じ、木材関連事業者が連携し、安定した生産・加工・供給の体制を構築するとともに、持続的な原木安定確保のための体制を確立することが重要である。

また、高齢化と東京一極集中が進む中、一方では働き方改革が推進され、地方の労働力不足は、製造、輸送及び販売などあらゆる部門に影響しており、物流の2024年問題にも引き続き対応していく必要がある。一方、東南アジア諸国には我が国の製材部門に係る技術移転へのニーズも見られることから、外国人技能実習制度を推進することが重要である。更に、木材産業分野での特定技能制度による外国人材の導入も動き出しており、それへの対応も進めていく必要がある。

(7) 木材貿易関連については、T P P 1 1、日 E U 経済連携協定及び日米貿易協定等の国際貿易の枠組みの中で、国産材の安定供給体制の整備とともに木材産業の国際競争力強化が重要な課題となってきた。また、ウッドショックの経験から、海外からの木材調達に対する不安が生じており、輸入依存の状況を克服していくことが国内木材産業の持続的発展に必要である。

木材輸出については、令和 6 年の輸出額は前年に比べて7%増の538 億円となっている。木材の輸出の拡大に向けて、新たな輸出先国の開拓、より付加価値の高い製材加工品の輸出並びに米国、欧州及び東南アジア諸国等で始まっている合法性の確認などに対応した木材供給体制整備などを進めていくことが重要である。

今後の米国の動きなど様々な国際情勢の変化を受け、輸入先国の木材需給の急激な変化に対応するため、関係機関や団体等との情報共有に努め、会員に対して情報を適切に発信することが必要である。

(8) ウッドショックの際に国産材が十分に輸入木材を代替できなかったことについては、乾燥機の不足が課題であったことが明らかとなっている。このため乾燥機の導入はもとより、品質性能の確かな J A S 製品の供給を拡大していくことが重要となっている。また、国産材においては、今後大径化していくことから、伐採・搬出・運送から、加工・乾燥などの生産体制において技術的な対応が早急に求められる。

木材利用を優先する社会（ウッドファースト社会）の実現をめざし、地球温暖化防止、地域社会の活性化に大きく貢献する木材の利用を拡大するため次の事業重点事項として取り組むものとする。

I. 温暖化防止・地域活性化に貢献する持続可能な木材利用の推進

II. 住空間、街づくりへの総合的な木材利用拡大への取組

- Ⅲ. 木材産業のグリーン成長に向けた産業構造の確立
- Ⅳ. 安全・安心の木材利用・供給の推進
- Ⅴ. 組織活動の活性化等の取組